

新潟
高教組

速報

発行所/新潟県高等学校教職員組合
/新潟市中央区川岸町2-11/TEL
(265)4151 / F A X (231)1036 /
1部10円(購読料は組合費に包含)

発行人 吉田 裕史

2019.12.25
号外上限方針①
(ガイドライン概要)県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針
上限は45時間以内では??? “当面は時間外80時間超を0に”
数値目標に対して、実態が変わるよう今後も実効性を求め、協議を継続

12月9日(月)県教委より新教連へ「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」(以下:上限方針)説明がありました。新教連では、要求書を提出し、目標の再検討を求めています。今後のとりくみの資料として第一報(概要)をお伝えいたします。

1. 上限方針概要

目的: 学校を取り巻く環境が、多様化・複雑化し、教員の長時間勤務が深刻な状況になっている。質の高い学校教育、生徒と向き合う時間、ワーク・ライフ・バランスの観点から、長時間勤務を解消することが喫緊の課題**目標:** 「時間外勤務時間、1か月45時間以内、年間360時間以内」
(※当面は月80時間以上、年間720時間以上の教員をゼロに)

○県教委と学校が連携して進める取組

①勤務時間に対する意識改革

- 勤務時間のマネジメントに関する管理職対象の研修
- 教員の働き方に関する観点からの学校運営方針、学校自己評価、教職員評価の見直し

②部活動関係

- 部活数の見直し(学校規模に応じた部の数)
- 「新潟県部活動の在り方に係る方針」(平日2時間、週休日・休日3時間など)の遵守
- 複数顧問制 ○週休日等に参加する大会・試合の精選
- 高体連、高文連、高野連、各競技団体等への連携、協力、要請
- 生徒、保護者への理解の促進

③業務削減、簡素化、効率化

- 学校行事の見直し ○学校業務の再整理 ○諸会議の開催回数や所要時間の見直し
- 校務分掌などの業務の平準化 ○書類や教材等の共有化の推進 ○定時退庁を促す

④登退庁時刻の見直し、学校閉庁日の設定

- 登退庁時刻の見直し(登庁は7:30以降 退庁は18:30まで)
- 学校閉庁日の設定(夏季休業中の平日に5日以上、年間を通して週休日・祝日に12日以上)
- 定時退庁日の設定(各学校で退庁時刻を定め、毎月、定時退庁日を設定する)
- 週休日、祝日の登庁の禁止(事前に校長の許可を得た場合を除き、原則、登庁を禁止)

⑤教育課程の見直し

- 全日制過程における1日の授業時間数の短縮(7限の廃止)

2. 課題(上限方針より)

○勤務時間に対する意識

教員は、時間外の勤務に対する手当の支給がなく、管理職も勤務時間の管理に対する意識が薄いこともあり、限られた時間の中で業務を遂行する意識が薄い。また、教員の家庭生活の充実などの観点からワーク・ライフ・バランスを浸透させる教育委員会の取組が不十分である

○業務量の増加

不登校生徒の増加やいじめ事案の発生など学校での新たな業務が発生し、業務量が膨らんでいるにもかかわらず、部活動をはじめ、補習、登下校指導、校内研修などの業務について、業務量削減の観点から、その必要性や方法についての見直しが十分に行われていない

○業務の偏り

時間外の勤務時間が年360時間以下の教員は教員全体の約60%である一方、特定の教員に業務が集中し、その教員の長時間勤務が常態化する傾向がみられ、業務の偏りを平準化するための公務分掌や部活動の見直しなどの取組が不十分である。特に、部活動では長時間勤務を抑制することが期待できる複数顧問での分担などの取組が進んでいない

3. 問題点(高教組見解)

これだけでは働き方は変わらない

例① “当面は…”によって、80時間以内であればよいと理解される可能性

- ・給特法により教員の時間外勤務は原則命じないとされている
- 上限方針は45時間の時間外勤務を認めるものではない

②現場への丁寧な説明・周知

- ・数値目標だけが一人歩きしてしまう
- 業務削減具体的策がなく、学校閉庁日・定時退庁日の設定などが先行
- 業務量は変わらない、持ち帰りが増えるなどが懸念される
- 現場での議論なく、「早く帰れ」「休め」だけでは働き方は改善されない!!

③「在校等時間」(裏面※参照)の把握・扱い

- ・客観的な方法による計測が求められる
- 現在広まりつつあるPC打刻式等では、正確性に疑問
- ・在校等時間から除かれる「自己研鑽の時間」(裏面※参照)
- 管理職の理解によっては自己申告を強制される懸念

4. 今後のとりくみ

本部

実効性、学校での運用の検証を求め、県教委協議を継続
「在校等時間」における勤務時間管理を管理職に徹底させる
部活動ガイドライン(裏面※参照)の確実な実施を県教委・学校に求める
給特法改正による「一年単位の変形労働時間制」の導入に反対

分会

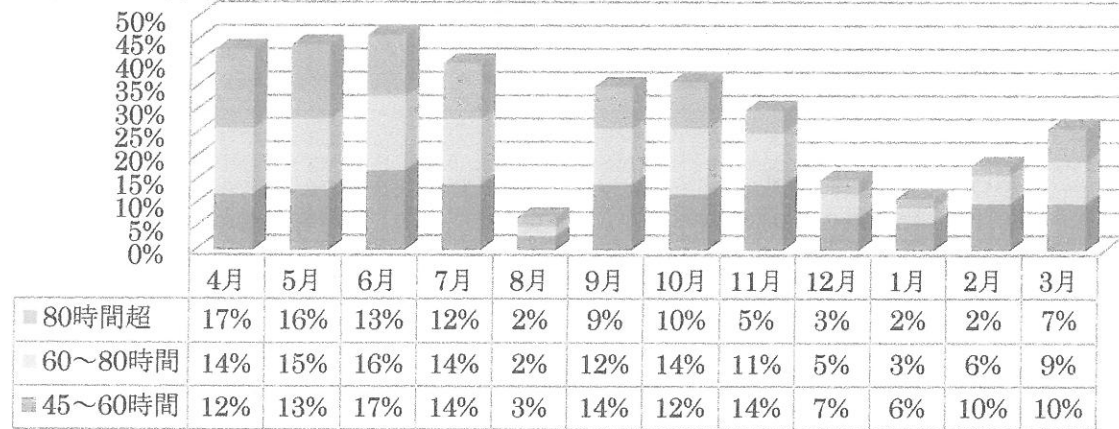
分会会議等によって、上限方針の概要を共有する
業務削減の議論に積極的にかかわっていく

資料

県立学校における教員の勤務実態（上限方針より）

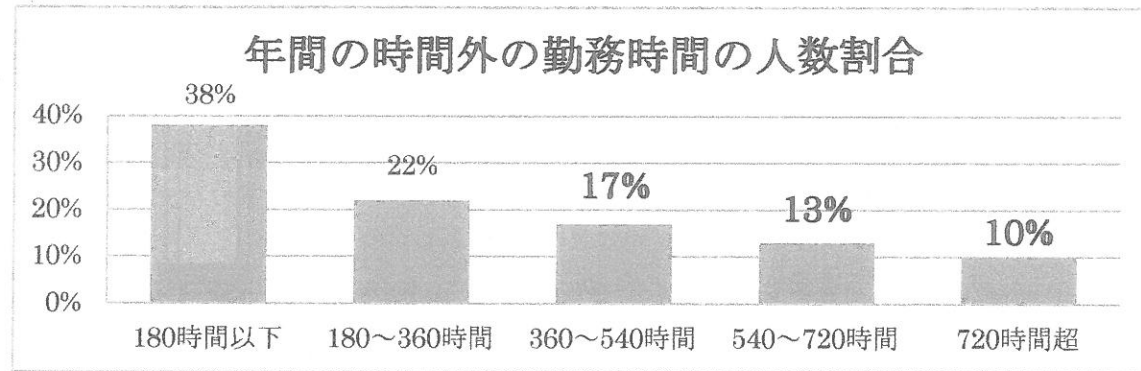
(1) 月別の勤務状況

時間外の勤務時間が月45時間を超えた教員の割合



※ほぼ同じ教員が毎月同程度の時間、同じ業務に従事している傾向あり

(2) 年間の勤務状況



※教員全体の約40%が時間外勤務年360時間を超えている

(3) 勤務実態調査結果（全教員の約1割を対象に抽出）

18年1月		授業準備	学習指導	成績処理	生徒指導(集団)	生徒指導(個別)	部活動等	校務分掌	外部対応	会議	出張	その他	なし
平日	人数	66人	36人	31人	7人	28人	76人	66人	6人	26人	7人	21人	9人
(平均)	平均時間	27m	15m	19m	2m	26m	41m	32m	8m	15m	9m	11m	12m
週休日	人数	28人	11人	8人	3人	20人	55人	24人	5人	1人	4人	24人	26人
(平均)	平均時間	1h59m	4h20m	2h45m	2h40m	9h01m	6h26m	4h28m	4h54m	10h15m	10h04m	3h33m	2h08m

18年6月		授業準備	学習指導	成績処理	生徒指導(集団)	生徒指導(個別)	部活動等	校務分掌	外部対応	会議	出張	その他	なし
平日	人数	74人	41人	61人	8人	31人	86人	57人	15人	19人	8人	23人	9人
(平均)	平均時間	29m	26m	35m	8m	16m	43m	34m	14m	19m	37m	28m	35m
週休日	人数	24人	9人	23人	1人	1人	28人	16人	7人	1人	0人	12人	16人
(平均)	平均時間	2h41m	4h47m	4h20m	1h30m	2h30m	7h56m	1h37m	4h07m	30m	0m	3h45m	3h58m

※「在校等時間」

教員が在校している時間を基本とする。なお、所定の勤務時間外に、校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率、児童生徒の家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

※〈在校等時間から除かれるもの〉

○自己研鑽の時間

「所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間」とは、上司からの指示や児童生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務とは直接的に関連しない、業務外と整理すべきと考えられる自己研鑽の時間を指している。具体的には、例えば、所定の勤務時間外に、教師が幅広くその専門性や教養を高めるために学術書や専門書を読んだり、教科に関する論文を執筆したり、教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会に参加したり、自らの資質を高めるために資格試験のための勉強を行ったりする時間のようなものが挙げられる。

○その他業務外の時間

所定の勤務時間の前後における時間のうち、業務とはみなされない活動を行った時間は、在校等時間から除く。例えば、朝早めに出勤して新聞を読んだり読書をしたりする時間や、所定の勤務時間終了後の夕食の時間、学校内で実施されるPTA活動に校務としてではなく参加している時間、地域住民等としての立場で学校で行われる地域活動に参加している時間等が挙げられる。

※部活動ガイドライン（新潟県部活動の在り方に係る方針） 19年3月改定

〈休養日の設定〉

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週休日等1日以上）を設けることを原則とし、年間100日以上、うち週休日等に50日以上を休養日を設定
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じる
- 長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける

〈活動時間の設定〉

- 1日の活動時間は、長くても平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度
- できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う
- 大会や練習試合等においては、活動時間が3時間以上になることがあるが、その後休養日を設けるなど、学校生活等に支障がでないよう配慮する